



平成 28 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ソルクシーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 章
(東証 2 部・コード 4 2 8 4)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 金成 宏季
TEL: 03-6722-5011 (代表)
URL: <http://www.solxyz.co.jp>

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 30 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の改定は、平成 28 年 3 月 30 日開催の当社第 36 期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、一部見直しを行なったものであります。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社グループ全体の企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく「コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、具体的な行動指針である「コンプライアンス行動基準」を定める。当社及び当社子会社の役員はこれらを率先垂範して実践するほか、当社は、コンプライアンス推進の総括責任者として「コンプライアンス担当取締役」を任命する。「コンプライアンス担当取締役」は当社グループのコンプライアンス体制の整備・充実及び問題点の把握に努めるほか、当社グループ役職員に対する研修を実施する等により、コンプライアンス意識の浸透を図る。当社は、当社グループ共通規定として内部通報規程を定め、内部通報窓口を社外及び社内（総務部及び内部監査室）に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

3. 当社及び当社子会社の 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理全体に関する統括責任者として「リスク管理担当取締役」を任命するとともに、「リスク管理担当取締役」を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は個々のリスクに対応した規程・マニュアル、管理体制を前提に、当社及び当社子会社のリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努め、予め具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。また、定期的な上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。これらのレビュー結果を含め、「リスク管理委員会」は定期的に取り締役会、監査等委員会にリスク管理に関する事項を報告する。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。当社及び当社子会社は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。当社及び当社子会社は、事業年度毎の業務計画を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて当社各部門及び各子会社が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を定める。また、当社各部門及び各子会社の業務計画進捗状況と具体的な施策については、当社取締役、執行役員等及び当社子会社の取締役、監査役等によって構成され、毎月開催する当社経営会議において報告が行なわれる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業倫理・法令遵守の基本姿勢を示した「コンプライアンス基本方針」を当社グループ全体に適用し、その浸透を図るとともに当社のコンプライアンス担当取締役はグループ各社の事業を所管する事業部門と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高めるための指導・支援を行う。当社子会社の取締役の職務執行については、当社に關係会社管理担当部署を設けるとともに、關係会社管理規程を定め、当社グループ各社の重要事項の決定に当っては当社の承認を得る等の方法でその業務の適正を確保する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会の意見を踏まえ、適切な人材を配置する。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事権に係る決定については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないこと事を確保するための体制、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社各社の業務・業績に係る重要な事項、職務の執行に関する法令違反・定款違反及び不正行為の事実、または当社及び当社グループ各社に損害を及ぼす事実について当社監査等委員会に報告する。当該報告をしたことを理由として報告者に不利益な取り扱いを行わない。前記にかかわらず、監査等委員会には必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとするとともに、代表取締役社長、監査法人と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループ各社の監査の実効性を確保する。監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により速やかに支払うものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方と整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス行動基準において、反社会的勢力の排除を宣言するとともに、当社グループ共通規定として反社会的勢力対応基本規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制や反社会的勢力対応に関する基本的な事項を定める。

以 上